

[事案 2024-314] 転換契約無効請求

・令和7年12月22日 裁定終了

<事案の概要>

転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和59年12月に契約した終身保険（契約①）を平成2年4月に終身保険（契約②）に転換し（転換①）、平成8年6月に契約②を終身保険（契約③）に転換したが（転換②）、以下等の理由により、各転換を無効として、契約①を復旧してほしい。また、契約①の保険料と既払込保険料の差額を返還してほしい。

- (1) 契約②は、契約①と比べて死亡保障が増額されているが、自分は、契約①の死亡保障額で十分であり、増額する希望はなかった。
- (2) 契約①で保険料払込期間が60歳満了とされていたものを、契約②で終身に変更されていることには気付かず、そのような変更がなされているとは思いませんでした。
- (3) 契約③への転換の際、契約②の保険料払込期間が60歳満了から終身に変更されていることを知り、生涯保険料を払い続けることに不安を覚え強く抗議したが、保険会社は何の対応もしてくれなかった。
- (4) 保険会社は、私が契約②への転換を追認している等と主張しているが、承諾した事実はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換①の際、設計書を申立人に示して、契約内容の説明を行った。設計書には、契約転換制度を利用しない時の保険料と、契約転換制度を利用した場合の保険料が併せて記載されており、設計書控えには、保険料払込期間が明記されている。また、申込書にも、保険料払込期間が「終身」払込であることが明記されている。
- (2) 申込時に交付している「ご契約のしおり一定款・約款」には、「契約転換により保険金額、保険料払込期間など、ご契約内容は全く新しく切り替わります」と記載されている。このように、転換①の際、募集人は申立人に対して、保険料払込期間が60歳払込満了から終身となっていることを説明しており、設計書、申込書、ご契約のしおりおよび保険証券の記載内容から、申立人もその点は認識・了解していた。
- (3) 転換①により、契約年齢が上がり、死亡保障を増額しているにもかかわらず、保険料が月額300円の増額に留まっていることなどから、申立人は、契約②において保険料払込期間が終身になったことについては容易に気付くことができたはずであり、申立人には重大な過失があった。
- (4) 申立人は、保険料払込期間が終身になっていることを知った平成8年以降も、保険料払込期間が終身であることを理解した上で転換②に応じ、また、現在に至るまで30年以上、終身払込を前提とした保険料を未払いなく支払っている。これらのことから、仮に、申立人に錯誤があったとしても、その後の申立人の対応は追認に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。